

年金記録確認第三者委員会を巡る状況について

① 審議状況について

- ・平成22年度においては、6.2万件強の処理
- ・未処理件数も減少（1年前と比べ、7千件強減少）

② 脱退手当金事案（いわゆる「まだら事案」）について

- ・昨年9月日本年金機構からの通知により、申立件数の大幅増が見込まれたもの。
 - ・これらの事案の円滑な処理のため、年金事務所段階での資料収集を拡大することで、総務・厚労両省間で調整
 - ・調整終了後に転送が開始され、現在順次処理を進めているところ
- ※ 通知を受けての申立件数 4,311 件（平成23年2月末）
うち 転送件数 2,720 件（平成23年3月25日現在）

③ いわゆる「運用3号」問題について

- ・3月8日に、「運用3号」の方針を撤回し、法律により対応するとを表明
- ・社会保障審議会の下に「第3号被保険者不整合記録問題対策特別部会」を設置し、4月中に集中的に開催

④ 東日本大震災の影響について

年金記録確認第三者委員会における審議状況

平成23年3月29日現在

年金事務所等での受付件数（平成23年3月20日現在） 218,874件（A）

（年金事務所等での受付件数のほか、社会保険庁年金記録審査チームからの引継分を含む）

内訳 厚生年金 135,506件

国民年金 83,368件

第三者委員会への送付件数（平成23年3月18日現在） 197,939件（B）

（年金事務所等での受付件数のほか、社会保険庁年金記録審査チームからの引継分を含む）

内訳 厚生年金 120,141件

国民年金 77,798件

あっせん件数 80,708件

内訳 厚生年金 53,154件

国民年金 27,554件

訂正不要件数 89,949件

内訳 厚生年金 48,971件

国民年金 40,978件

申立取下件数等 8,763件

日本年金機構段階における処理件数 11,841件（C）

うち、職権訂正件数 3,907件

処理済件数（あっせん、訂正不要、取下げ等の合計） 179,420件（D）

残り要処理件数 27,613件（A-(D+C)）

処理の進捗状況 対受付件数：((D+C)/A) 87%

対送付件数：(D/B) 91%

	平成21年度受付	うち年金受給者（無年金者を含む）に係るもの	（参考） 平成22年度受付
受付件数 ①	60,373件	32,765件	57,942件
年金記録の確認について第三者委員会において結論を得たもの （あっせん、訂正不要及び取下げ等の合計） ②	55,454件	30,804件	27,602件
日本年金機構段階での処理件数 ③	4,835件	1,942件	2,813件
うち、職権訂正件数	1,335件		1,386件
処理状況 ((②+③)/①)	99.9%	99.9%	52.5%

注）日本年金機構段階での処理件数は、平成23年1月31日現在のもの

〈参考〉

1 処理件数

(単位: 件)

年度	処理件数	累計処理件数
19	5,793	5,793
20	53,736	59,529
21	57,359	116,888
22	62,532	179,420

2 年度末未処理残件数

(単位: 件)

年度	未処理残件数
19	41,604
20	35,740
21	35,086
22	27,613

(注) 各年度の最終あつせん時の未処理残件数。

3 平均処理期間

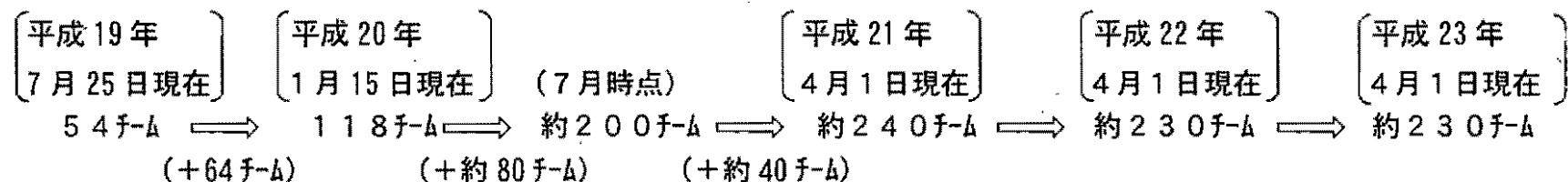
(単位: 日)

年月	処理期間
平成22年3月	147.6
平成22年9月	144.3
平成23年3月	130.2

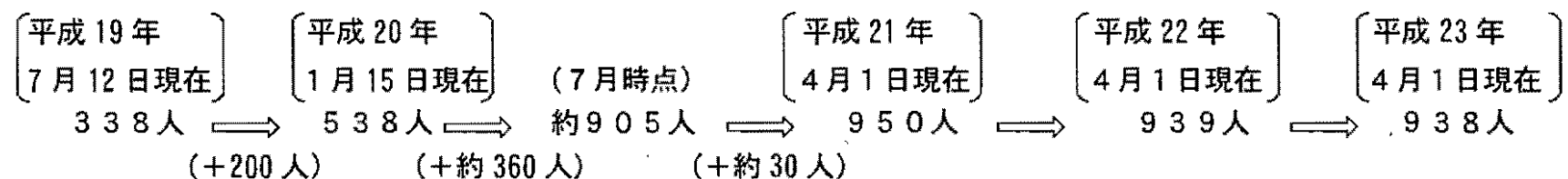
(注) 平均処理期間とは、転送から処理までに要した期間である。

年金記録確認第三者委員会の体制

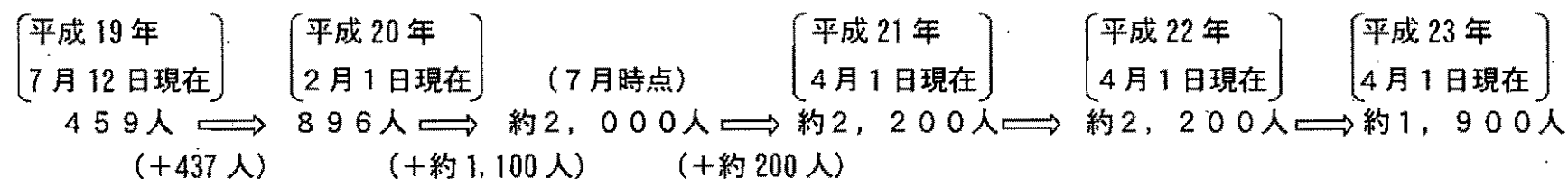
【審議チーム】



【委員数】



【事務局体制】



(非常勤職員の人数は、常勤職員の勤務時間(週40時間)により換算)

年金記録確認第三者委員会予算

(単位:億円)

区 分	22年度	23年度	対前年度 増△減額
○中央第三者委員会	10.7	8.4	△2.2
1 人件費 〔 委員手当 非常勤職員手当 〕	5.2	4.1	△1.2
2 物件費 〔 事務室等借料(民間ビル)、社会保険料 旅費、消耗品、通信費、光熱水料、機器借料等 〕	5.4	4.4	△ 1.0
○地方第三者委員会(全国50か所)	115.2	89.0	△ 26.2
1 人件費 〔 超過勤務手当 委員手当 非常勤職員手当 〕	85.2	66.3	△ 18.9
2 物件費 〔 事務室等借料(民間ビル)、社会保険料 旅費、消耗品、通信費、光熱水料、機器借料等 〕	30.1	22.8	△ 7.3
○第三者委員会 合計	125.9	97.5	△ 28.4

※四捨五入の関係上、合計に不一致あり。

脱退手当金に関する年金記録確認の申立てをいただいた皆様へ

総務省行政評価局

厚生労働省年金局

日本年金機構

平成 22 年 9 月、日本年金機構は、厚生労働省の指示により、厚生年金の脱退手当金を受給した記録をお持ちの方のうち、脱退手当金の計算に反映されなかった年金記録をお持ちの方 14.3 万人に対して、脱退手当金の受給の有無を確認させていただき通知をお送りしました。

この通知を受け取られた皆様からの申立てにより、総務省年金記録確認第三者委員会への年金記録確認の申立ての件数が大きく増加することが見込まれました。

このため、総務省が厚生労働省に要請し、こうした申立てを円滑に処理するための措置として、第三者委員会への申立て窓口である年金事務所段階においてできる限り調査・資料収集を行うことについて、両省の間で調整をすることとなり、9 月下旬以降、年金事務所から第三者委員会への申立ての転送が保留されておりました。

本年 1 月中旬、事務の内容（年金事務所から第三者委員会に送付する添付書類の内容の充実）についての両省の調整が終了し、既に年金事務所において調査・資料収集を速やかに行い、申立ての転送を迅速に行うよう努めております。また、第三者委員会においては、転送さ

れた事案について、転送時期に関わらず、年金事務所に申し立てられた日をもとに、速やかに調査・審議を進めるよう努めております。調整には時間がかかったものの、結果として年金事務所段階での調査・資料収集を充実しましたことで、第三者委員会への転送後の調査審議に要する期間は相当程度短縮され、最終的には、申立てからあっせん等までの流れの迅速化ができるものと考えております。

この間、申立てをされた皆様から、処理状況等について、数多くのお問い合わせをいただきました。両省及び日本年金機構が協力し、迅速な処理に努めておりますことをご報告いたしますとともに、ご心配をおかけしたことについて、お詫び申し上げます。

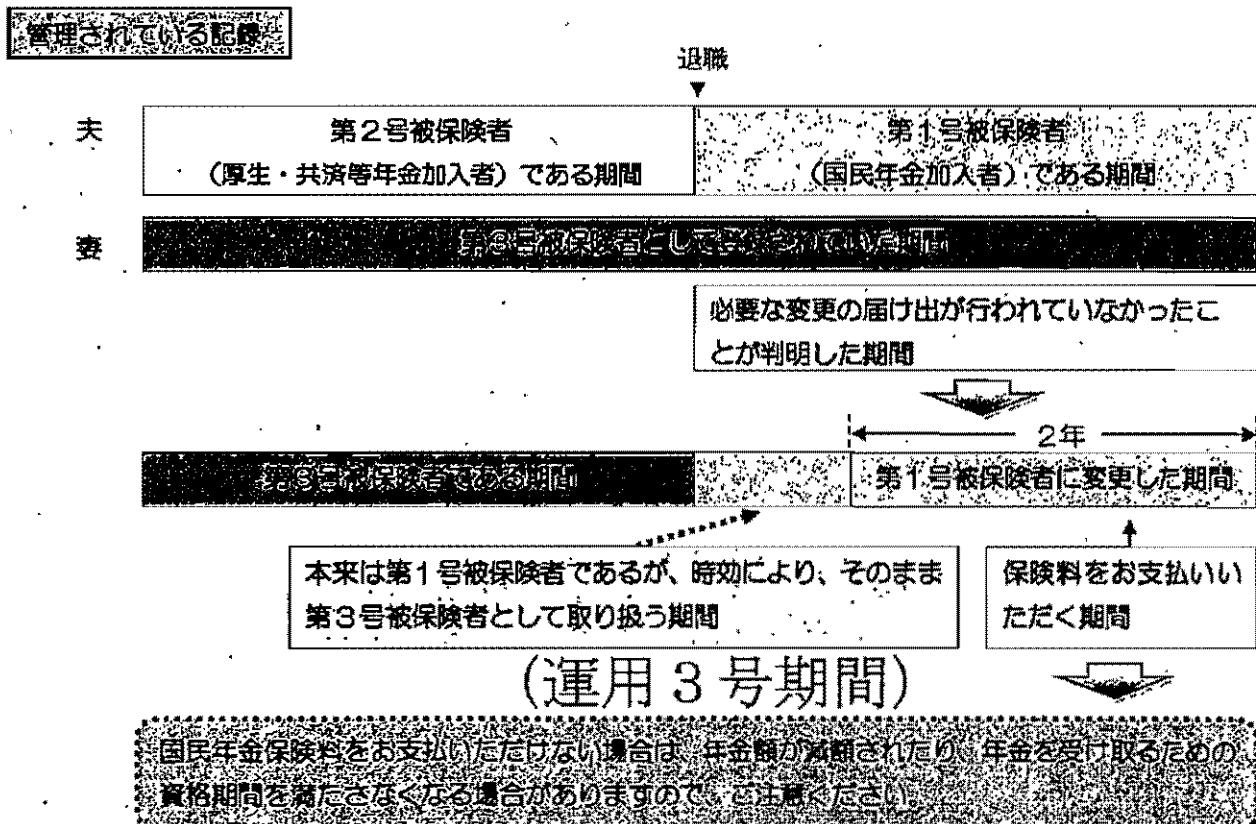
国民年金の第3号被保険者期間中に、第1号被保険者期間が含まれていることが確認された場合の取扱いについて

夫の退職等やご自身の年収の増加等により被扶養配偶者でなくなった場合は、国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者への変更の届け出が必要となります。

この変更の届け出が行われていないケースについては、過去2年以内の期間については第1号被保険者期間として国民年金保険料をお支払い頂くこととし、2年を超えて保険料が時効となる期間については、引き続き第3号被保険者期間として取り扱います。

※ 国民年金の第3号被保険者とは、厚生・共済等年金加入者に扶養される配偶者のことです。

代 表 例



日本年金機構 ○○年金事務所 (担当:)
電話

第3号被保険者の記録不整合問題への対応について

平成23年3月8日
厚生労働大臣

第3号被保険者の記録不整合問題（以下「本件」という。）に関して、本日、総務省年金業務監視委員会から総務大臣に対して意見書が提出され、これを受けて、総務大臣から厚生労働大臣に意見が表明された。また同じく本日、厚生労働省年金記録回復委員会において、厚生労働省としての意見を申し述べたうえで助言を受けた。その後、総務大臣と厚生労働大臣で協議を行った。

厚生労働省としては、国会における本件に関連する指摘や上述の意見書、助言の内容等を踏まえ、抜本改善策案の方向性と論点について以下のとおり整理するとともに、本件に関して関係者の処分を行うこととする。

I. 抜本改善策案の方向性と論点

1. 抜本改善策は、法律により対応する。

2. 「被保険者（20～59歳）である人」の場合

（ア）受給資格期間の特例創設（「カラ期間」の導入）

対象者の老後生活に甚大な不利益を与えないため、（イ）の特例追納が困難な場合も、その納付されなかった期間を25年の年金受給資格期間に含めて算定する特例（年金額の計算には用いない「カラ期間」とする）を設けることを検討する。

(イ) 上記によりカラ期間となった期間への特例追納の実施

被保険者は、3号から1号に訂正し、訂正の時点で時効により保険料を納められなくなった全期間（過去の訂正による期間を含む）にわたって、保険料を追納することができるようにすることを検討する。

ただし、一挙に保険料を納付することが困難な場合は分割納付を認める等の配慮を検討する。

<主な論点>

- 分割納付の期間、方法をどうするか。
- 追納の保険料の水準をどうするか。

3. 「年金裁定により既に受給者（60歳以上）となっている人」の場合

・受給資格期間の特例創設（「カラ期間」の導入）、その期間への特例追納の実施は、2. のケースと同様とする（過去に記録を訂正していた期間も、2. と同様に含まれる）方向で検討する。

<主な論点>

- 過去に支払われた年金について、返還を求めるか。
- 将来の年金額を減額するかどうか。

（論点の検討に当たっての留意事項）

- ・被保険者の取扱いとの公平性
- ・現に年金を受給している者の年金を減額することの法制上の可能性
- ・既に裁定された年金を基礎に老後の生活設計を行っている高齢者

の生活の安定

- ・不整合を見つけられる者とどうしても見つけられない者が存在する中で、見つけられた者だけの不利益変更となること

4. 「運用3号」通知の留保の解除及び廃止

(ア) 本日付けで、「運用3号」通知の留保を解除し、通知を廃止する。

(イ) 本年1月1日(昨年12月15日以降受付)から2月24日までの間に「運用3号」通知に基づき裁定された者については、3月随時払い以降、既裁定額を支給する。ただし、本件の抜本改善策が1月1日に遡及して実施されることとなる場合には、再裁定額と既裁定額の差額を調整することを検討する。

(ウ) 今後の新規裁定請求(2月24日までに裁定されていなかった受付済みの裁定請求を含む。)については、「運用3号」通知の廃止の後、「運用3号」通知が発出される以前の本来の取扱いにより裁定を行った上、3.の対象とすることを検討する。

5. 上記の措置は、法改正施行後「3年間の時限措置」とすることを検討する。

- ・「年金確保支援法案」の衆議院修正の趣旨を踏まえ、今回の特例措置を受けるための申し出ができる期間は、法改正施行後3年間に限るものとすることを検討する。

＜主な論点＞

○3年の間に広報や勧奨を十分行ったとしても、事実関係の確認が困難で、期間内に記録の訂正ができないケース（例えば、過去に健保組合加入の会社員の配偶者がパート等の収入が増え被扶養を外れたこと）がある。

6. 将来に向けて、第3号被保険者の記録不整合問題が発生しないようにするための措置について検討する。

Ⅱ. 本件に関する処分

本件についての大臣の監督責任、事務局の業務遂行に関して不適切な点があったことから、本日付けで関係者を処分する。

以 上

平成23年4月1日
年金局総務課
(担当・内線)
補佐 三好(3313)
係長 岡野(3316)
(電話直通) 03(3595)2862

報道関係者各位

第3号被保険者不整合記録問題対策特別部会の設置・開催について

年金の第3号被保険者の不整合記録問題の抜本改善策について、具体的な検討を行うため、社会保障審議会の下に「第3号被保険者不整合記録問題対策特別部会」を設置することとなりましたのでお知らせします。

なお、第1回会合については、4月5日に開催いたしますので、傍聴を希望する方は別添3の募集要領によりお申し込みください。

- (別添1)委員名簿(PDF:80KB)
- (別添2)「第3号被保険者の記録不整合問題への対応について」(平成23年3月8日・厚生労働大臣)(PDF:129KB)
- (別添3)第1回の開催について(PDF:190KB)

(別添1)

社会保障審議会 第3号被保険者不整合記録

問題対策特別部会 委員名簿

氏 名	所 属 ・ 役 職	
いわむら 岩村	まさひこ 正彦	東京大学大学院法学政治学研究科教授
うみべ 海辺	ようこ 陽子	主婦・NPO法人がんと共に生きる会副理事長
おおやま 大山	ながあき 永昭	東京工業大学教授
けんじょう 見城	み え こ 美枝子	青森大学教授・エッセイスト
ほんだ 本田	かつひこ 勝彦	日本たばこ産業(株)相談役
やまさき 山崎	やすひこ 泰彦	神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部教授

(平成23年3月31日現在、五十音順、敬称略)